

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和2年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たすこと」を目的として、第71回目となる「全国労働衛生週間」が10月1日から7日まで実施されます。

労働者の健康を巡る状況として、全国における令和元年度の精神障害に係る労災支給決定件数は509件（前年比+9.5%）、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は216件（前年比-9.2%）となっていることから、依然としてメンタルヘルス対策や長時間労働の抑制等による健康障害防止対策の実施が重要な課題となっております。

また、本年3月には、労働災害の予防的観点から高年齢労働者の健康づくりを推進することを目的の一つとした「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が新たに策定され、高年齢労働者の健康状態等を把握することや心身両面にわたる健康保持増進措置に取り組むこと等が定められました。

このほか、令和3年4月1日から施行予定の改正労働安全衛生法施行令等では、金属アーク溶接等を行う作業場で発生する「溶接ヒューム」が新たに特定化学物質に指定されることとなり、換気装置の設置や呼吸用保護具によるばく露防止対策の実施及び特殊健康診断の実施等の各種措置義務が新たに規定されました。県内においても、溶接ヒュームを発生させる事業場が多数あることから、該当する事業場では適切な対応が求められます。

このような状況の中、本年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間の取組を展開することとなりました。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、労働衛生水準の向上や労働衛生意識の高揚を図るとともに、経営トップが中心となり職場の衛生巡視を行うなど、自主的な労働衛生管理活動の定着を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本年度の各種取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、政府が示す「新しい生活様式」に十分配慮したうえで実施していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

令和2年7月

岐阜労働局長 畑 俊一